

改正

平成14年12月13日条例第57号

平成16年9月21日条例第38号

平成17年12月15日条例第62号

平成25年3月25日条例第18号

平成26年7月2日条例第55号

旭川市障害者福祉センター条例

(設置)

第1条 本市は、障害者の自立及び社会参加並びに市民の健康の維持増進を促進し、もって福祉の向上に寄与するため、旭川市障害者福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、旭川市宮前1条3丁目とする。

(開館時間及び休館日)

第2条の2 センターの開館時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたとき、又は次条第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで（水浴訓練室にあつては、午前10時から午後9時まで）

(2) 休館日 月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

(指定管理者による管理)

第2条の3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

(1) センターの使用の承認等に関すること。

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

第2条の4 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のものを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のものを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

(使用の承認等)

第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるとき。

(3) その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金の納入)

第4条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

(利用料金の設定基準等)

第5条 前条の利用料金は、別表に規定する利用料金設定基準により、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、センターの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年6月30日から施行する。

附 則 (平成14年12月13日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市障害者福祉センター条例の規定は、平成14年9月25日から適用する。

附 則 (平成16年9月21日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に3条を加える改正規定(第2条の4に係る部分に限る。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市障害者福祉センター条例第3条第1項の規定により承認を受けている者は、この条例による改正後の旭川市障害者福祉センター条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

3 改正後の条例第5条の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成17年12月15日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市障害者福祉センター条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る利用料金については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月25日 条例第18号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 項の(2)の表備考に 1 項を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 2 日 条例第55号）

この条例は、地方自治法第260条第 2 項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

別表（第 5 条関係）

利用料金設定基準

1 利用料金は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。

(1) 会議室等

使用区分		時間区分	午前	午後	夜間	全日
			9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時	9 時～21 時
会議室 1	障害者等		円 1,220	円 1,710	円 2,200	円 5,130
	一般		3,670	5,140	6,610	15,420
会議室 2, 会議室 3, 映像スタジオ, 音響スタジオ, 和室研修室及び調理室	障害者等		330	470	590	1,390
	一般		990	1,400	1,800	4,190
陶芸室	障害者等		70	100	130	300
	一般		220	310	400	930
体育館	専用使用	障害者等	320	450	580	1,350
		一般	1,160	1,630	2,110	4,900

(2) 水浴訓練室

使用区分		金額			
		障害者等		一般	
専用使用	全コース	1 時間	円 2,100	1 時間	円 6,300
	1 コース	1 時間	700	1 時間	2,100
個人使用	小・中学生	1 人 1 回	30	1 人 1 回	100

		回数券（6回分）	150	回数券（6回分）	520
	高校生	1人1回	50	1人1回	260
		回数券（6回分）	260	回数券（6回分）	1,310
	上記以外の者	1人1回	100	1人1回	520
		回数券（6回分）	520	回数券（6回分）	2,620

備考

- 1 「障害者等」とは、障害者及びその介助者並びに障害者に対するボランティア活動を行っている者をいう。
- 2 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 3 水浴訓練室の個人使用において、小学校入学前の者は、無料とする。
- 4 回数券（障害者等の使用に係るものを除く。）は、水浴訓練室の使用のほか、旭川市近文市民ふれあいセンター条例（平成8年旭川市条例第25号）に規定する温水プールを使用する場合にも使用することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に定める利用料金については、指定管理者が市長の承認を得て設定することができる。
 - (1) 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金
 - (2) 使用時間を延長する場合の利用料金
 - (3) 開館時間以外に使用する場合の利用料金
 - (4) 会議室1を区分して使用する場合の利用料金
 - (5) 陶芸室の電気炉を使用する場合の電気料
 - (6) 体育館の使用面積が2分の1の場合の利用料金
 - (7) 営利を目的とする行事等について使用する場合の利用料金
 - (8) 専用使用する場合の冷暖房料